

## スウェーデンにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日商	(1)	出張者に対するPE課税のリスク	<p>・日本で製作した機器の据付・試運転の役務が長期(半年以上)に亘る場合があり、その場合はPEに認定されるリスクがある点。PE課税の算出は、現地での役務提供による利益の他に日本国内で製造し輸出した製品の売上により得た利益にも課せられると聞いている。</p> <p>納入引き渡し後のアフターサービスを充実させ、次の受注に有利になる目的も含め子会社を設立し、スーパーバイザー(SV)業務にあたる社員を出国と言う形で現地の子会社に赴任をしてもらい現地での役務提供をする様にした。</p>	<p>・PE課税額の算出が複雑とのこと。設備(商品)売上の利益分も課税対象と聞いているが、現地SVの役務により得た利益に対して現地法人税にして欲しい。</p>	
16	雇用	日商	(1)	短い就労ビザの滞在期間	<p>・【○】</p> <p>現在、企業内転勤の場合はICTビザを利用する事が義務化されている。しかし、ICTビザでの最大滞在期間は3年間である。そのため、現地に滞在しながら、3年間より長い就労ビザを取得する方法が不明。</p> <p>※ICTを再取得するためには、一旦帰国した後に再申請する必要あり。</p>	<p>・グループ内転勤だったとしても、現地に滞在しながら3年間より長い就労期間を可能にする就労ビザを作してほしい。</p>	・ICTビザ
		日機輸	(2)	不便なビザ延長申請	<p>・企業内転勤(ICT)ビザ取得から3年以上経過し、ビザ延長を行う際に、一度スウェーデン国外に出なければいけない。</p>	<p>・スウェーデン国内にいながら延長出来るようにして頂きたい。</p>	

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。